

橋本哲寿後援会規約

第1条 本会は、橋本哲寿後援会と称し、事務所を越谷市内に置く。

第2条 本会は、橋本哲寿の政治活動を支援することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 橋本哲寿の政治活動に対する支援
- (2) 健全な政治家の育成及び支援
- (3) 政治報告会及び各種研究会・講演会等の開催
- (4) 会員相互の親睦に資する事項
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、所定の会費を納入した個人会員をもって構成する。

第5条 本会の会費は、年額2千円とする。

第6条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

第7条 本会に、次の役員を置き、本会の運営に当たる。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 1 名
- (5) 監 査 1 名

第8条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

第9条 役員は総会において選任し、任期は2ヶ年とする。但し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 本会の最高機関として総会を設け、会長の招集により開催する。

第11条 会則の変更、役員を選任、収支予算及び決算、事業計画及び報告は総会の承認を要する。

第12条 本会の事業年度は毎年1月1日に開始し、12月31日に終了する。

附 則 本規約は平成30年2月12日より施行する。